中小企業者が実施する流通業務総合効率化事業（以下「中小企業流通業務総合効率化事業」という。）については、事業に参加する各中小企業者に流通業務の総合化及び効率化の効果が及ぶようにすることが必要である。また、流通業務を行うための施設及び設備のうち中小企業流通業務総合効率化事業に参加する複数の者が共同して利用するために設置されるものについては、これらの施設及び設備を公平かつ有効に利用できるように配慮するものとする。

2　事業実施の計画性

中小企業流通業務総合効率化事業の実施に当たっては、一般に中小企業者は経営基盤が脆弱であることを踏まえ、中小企業者の経営実態、環境条件の変化等を十分に把握し、長期的な視野に立って今後のあり方を展望した上で、適切な運営方針及び運営計画を作成するよう努めるものとする。

中小企業者同士の連携による中小企業流通業務総合効率化事業であっても、他の流通業務総合効率化事業と同じく、少なくとも流通業務のうち輸送、保管、荷さばき及び流通加工を一体的に行うことは必要であるが、各中小企業者の物流をめぐる状況、取引実態、費用負担能力等を勘案した上で、全体としての効率性に配慮しながら、重点的に取り組む流通業務に段階を設けることも重要である。

第六　その他流通業務総合効率化事業の実施に当たって配慮すべき重要事項

1　取引の相手方の理解と協力

流通業務総合効率化事業の実施に当たっては、荷主事業者と物流事業者との物資の輸送に係る取引など様々な取引が関係するが、取引関係にある双方が共同で総合効率化計画を策定することが望ましい。

取引関係にある双方が共同で総合効率化計画を策定することが困難な場合であっても、流通業務総合効率化事業を実施する者は、取引の相手方の理解と協力を得るよう努めることが重要である。例えば、流通業務総合効率化事業への荷主事業者の参加が得られない場合においても、荷主事業者に対して、計画的発注や配送頻度、ロットの調整をはじめ流通業務総合効率化事業の円滑な実施のために必要な協力を得ることなどが挙げられる。

2　物流に係るコスト及び取引条件の明確化等の商慣行の改善

物流に係るコスト及び取引条件の不明確性が流通業務をめぐる公正な取引を阻害し、流通業務の非効率化の一因となっている。また、二以上の者が連携した事業である流通業務総合効率化事業を実施するに当たっては、コスト及び取引条件を明確化し、信頼関係を築くことも重要である。よって、流通業務総合効率化事業の実施に当たっては、物流に係るコスト及び取引契約の書面化等の取引条件の明確化の徹底に努めるものとする。

こうした物流に係るコスト及び取引条件の不明確性以外にも、近年の消費者ニーズの高度化への対応を背景とした多頻度少量輸送といった商慣行があるところ、これらは歴史的に形成された合理的な側面がある一方で、流通業務に係る労力や二酸化炭素排出量の増大、交通渋滞の悪化及び流通業務の非効率化を招き得るものでもある。したがって、こうした商慣行の合理性と影響を踏まえて、流通業務総合効率化事業を行うことが望ましい。

3　就業環境の整備等

物流分野における労働力不足に対応するためには、省力化の取組を促進するのみならず、人材の確保を図ることも必要である。流通業務総合効率化事業の主眼は省力化を進めることにあるが、省力化を進めることにより、労働時間が短縮されるなど労働環境が改善され、人材の確保にも資するという効果も期待できるものである。よって、流通業務総合効率化事業の実施に当たっては、労働者の待遇改善や、性別・年齢に関わりなく誰もが働きやすい環境整備の観点も考慮の上、取り組むことが望ましい。

4　関連事業との連携

限られた労働力の下で流通業務を行うことを可能とし、物流事業の生産性を向上させるためには、従来、物流との関わりが希薄であった他の関連事業との連携も進めることも効果的である。例えば、地域内の物流の維持に当たっては、物流事業者間の連携による共同配送のみならず、地域公共交通と連携した貨客混載や、地方公共団体、商工団体、ＮＰＯ法人などによる生活支援サービスとの複合化等が考えられる。

5　国及び地方公共団体の役割

(1)　国の役割

国は、流通業務の総合化及び効率化の取組を全国的に普及させるため、流通業務総合効率化事業のモデル事例の収集及び周知を行うものとする。地方支分部局においては、管轄する地域ブロックの実情に応じた総合効率化計画が、できる限り多く策定されるよう流通業務総合効率化事業に取り組む意欲のある者等に対する助言、情報の提供その他必要な支援を行うものとする。

(2)　地方公共団体の役割

地域における物流の維持に貢献する流通業務総合効率化事業の実施に当たっては、地域の物流サービスのあり方について地域の関係者の意思統一を図った上で実施することが重要であり、その際、地方公共団体は、流通業務総合効率化事業に積極的に参加又は関与することが望ましい。

また、地域公共交通等、従来、物流に関わりが希薄であった他の関連事業との連携が行われる際、地方公共団体は、当該関連事業に係る施策の実施に当たり、流通業務総合効率化事業の円滑な実施に積極的に協力することが望ましい。

6　災害対応力の強化

我が国は災害リスクが常に高い状況にあり、流通業務総合効率化事業の実施に当たっては、災害発生時においても、流通業務が継続できるよう、災害への備えを十分に行うよう努めるものとする。その際、ＢＣＰ（事業継続計画）を定めておくことも有効であり、とりわけ、荷主事業者と物流事業者の連携によるＢＣＰ策定に当たっては、平成二十七年に策定された「荷主と物流事業者が連携したＢＣＰ策定のためのガイドライン」が参考になる。

特定流通業務施設については、災害の発生によりその機能が低下することが、地域の経済に重大な影響を与える可能性があることから、非常用電源を導入するなど災害に対する備えを講じておくことが必要である。

また、幹線輸送のモーダルシフトを実施するに当たっては、災害等に起因する輸送波動に対応できる体制を構築しておくことが望ましい。

7　食の安全と消費者の信頼の確保

食品流通においては、食の安全や消費者の食に対する信頼の確保に資するよう、品質管理の徹底のためのコールドチェーンシステム等の整備を進めるとともに、食品の生産や流通に関する情報が追跡・遡及できる仕組み（トレーサビリティシステム）の導入に配慮することが望ましい。

8　交通量の集中等による影響への配慮

流通業務総合効率化事業は、事業実施によって交通量の過度の集中等を招き、著しい渋滞等を引き起こし、ひいては二酸化炭素排出量の増大を招くこととなるようなものであってはならない。

また、流通業務総合効率化事業は、交通量の集中等に伴う渋滞、大気汚染、騒音、振動等の周辺環境への影響にも十分配慮されたものでなければならない。例えば、大気環境基準が達成されていない大気測定局周辺などの大気環境の改善が必要な地域に新たに流通業務施設等を立地する場合には事前に環境への影響を予測し、必要に応じて、立地の見直しを含めて対策を講ずることが必要である。

9　私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の遵守

流通業務総合効率化事業は、公正かつ自由な取引環境を損なうようなものであってはならず、流通業務総合効率化事業を実施する事業者は私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）を遵守しなければならない。

例えば、競争関係にある物流事業者が、共同して荷主に提示する運賃の決定、維持又は引上げを行うこと、共同して契約する荷主の割当てを行うこと等により、一定の取引分野における競争を実質的に制限する場合は、不当な取引制限として私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律に違反することになる。